

消防自動車などの緊急走行にご理解とご協力を

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、一刻も早く災害現場や病院へ行かなければなりません。そのため、道路交通法で特例が認められています。

緊急自動車は安全に通行するためには、皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

緊急自動車が近づいたときは、状況に応じて次のような対応をお願いします。



- ・周囲の状況に配慮し、急な進路変更を避け、速やかに道路の左側によって進路を譲る。
 - ・交差点内での停車は避ける。
 - ・狭い道路や路地で停車する場合は、緊急自動車が行き通れるように配慮する。
 - ・歩道のない道路などの歩行者や自転車運転者は、速やかに進路を譲る。
- なお、緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務づけられています。皆様の安全を守るため、サイレン音にご理解をお願いします。

問(市)消防署 救急救助課
☎8910173

外国人市民の生活をサポート

外国人市民からの相談ニーズにこたえるために、各種行政手続や日常生活・在留資格関係など生活の中の困ったことや知りたいことなどの一元の相談窓口を設置します。

- ▼日時 月曜～金曜日
午前9時～正午、午後1時～5時
- ▼場所 市役所 4階国際交流プラザ
- 問(市)市民協働課 多文化共生係
☎8912315
三木市国際交流協会
☎8912318

家族介護者交流会

- ▼日時 5月21日(木)午後1時～3時
- ▼場所 教育センター13階セミナー室2
- ▼対象 高齢者のお世話をしている方、またはしていた方
- ▼内容 情報交換会
- ▼申込期限 5月19日(火)まで
- ▼申込方法 電話か窓口で申し込んでください。
- 問(市)介護保険課 介護予防係
☎8910501

三木税務署からのお知らせ

振替納税について

申告・納付期限の延期に伴い、振替納税をご利用の方の振替日が左記のとおり、延長されました。

振替日の前日までに預貯金口座の残高の確認をお願いします。

- ▼確定申告の振替日(延長後)
5月15日(金)
- ・個人事業者の消費税および地方消費税
5月19日(火)

国税に関する相談は電話相談センターへ

三木税務署に電話し、音声案内に従い1番を選択すると税務に精通した国税局の職員が対応します。国税に関する疑問は電話で相談してください。

税務署での相談は事前予約を

税務署での相談を希望される方は、前もって電話で日時の予約をお願いします。直接来署された場合、相談内容によっては、再度来ていただくことがあります。



三木警察だより ☎82-0110

悪質商法の被害に遭わないための防犯ポイント

- 悪質業者はう・そ・つ・き

う まい話を信用しない
うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴が…

つ られて返事をしない **す** ぐに契約しない
悪質業者は言葉巧みにすぐ契約するように追ってきます

そ うだんする
一人で判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

き っぱり はっきり **断** る
あいまいな返事をせず、キッパリ、ハッキリ断る！

少しでも不安を感じたら、その場で契約せずに、迷わず相談を
・ヤミ金融・悪質商法110番 ☎078-371-9110(みないいくらしの110番)
・三木警察署 ☎82-0110

消費生活相談について知っていただきたいこと 問(市)生活環境課

- 原則として本人が相談してください
相談の詳細を聞きますので、トラブルにあった本人から相談してください。受付時には、氏名などの個人情報をお聞きます。本人からの相談が難しい場合は、窓口にお問い合わせください。
- 消費生活に関する相談窓口です
個人間のトラブル、人間関係のトラブル、労働問題、相続や家族関係のトラブルに関する相談は、受け付けておりません。

当センターからのお願い
毎月掲載している内容は実際に相談のあった事例を紹介していますが、全て同じように解決できるわけではありません。トラブルが起きたときの参考にしてください。

消費生活相談
商品や契約に関するトラブル、多重債務に関すること
▶日時 月・火・木・金曜(第4木曜と祝日を除く)
午前9時～正午、午後0時45分～4時
▶場所 市役所 2階消費生活センター

70年の信頼と実績

印刷物全般から
商品開発・販売・広告まで。
あらゆるプロモーションを
総合プロデュース。

【営業品目】
マニュアル/カタログ/パンフレット/会社案内
カレンダー/ポップ/名簿/その他印刷物全般

明光印刷株式会社

本社
兵庫県明石市二見町南二見17-14
TEL.078-944-0086
FAX.078-942-3099
E-mail: meiko@meiko-p.co.jp